

◆◆◆◆◆ 遊漁船業の登録申請にあたって ◆◆◆◆◆

【申請に必要な書類】

必要な書類	個人	法人	チェックポイント
①遊漁船業者登録申請書（様式第一号）	○	○	・収入証紙を貼ること
②誓約書（様式第二号・三号の二）	○	○	・2種類の誓約書
遊漁船業務主任者の基準に適合することを証する書面 ・③実務経験・実務研修証明書（様式第三号）	○	○	・実務経験一年以上（更新） ・又は有資格者のもとで5時間以上の研修を10回以上
・④海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し	○	○	・H15.6以降の新規免許取得者は「特定」免許がないと遊漁船の操縦不可
・⑤業務主任者講習受講証明書の写し	○	○	・他県開催の講習受講でも可 ・有効期限は、5年間
⑥損害賠償の支払い能力を証する書面 （保険証券等の写し）	○	○	・補償額一人3000万円以上 ・年間通した補償であること ・人数は船舶検査証書の旅客定員と一致すること
⑦船舶検査証書の写し	○	○	・有効期限 ・旅客定員
⑧住民票の抄本又はこれに代わる書面 （運転免許証等の写し。新小型船舶免許証でも可）	○		・住所の確認
⑨登記簿謄本		○	
⑩役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面 （運転免許証等の写し）		○	
⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面（運転免許証等の写し）	○	○	・業務主任者の住所の確認

【登録手数料】

新規登録は20,000円、更新時は16,000円になります。
県の収入証紙を申請書に貼付してください。

【業務規程について】

登録手続き終了後、業務を開始する前に、知事に業務規程を1部届け出なければなりません。（更新の方は必要ありません。）

【登録事項、業務規程の変更について】

登録事項（右欄）に変更があった場合には、遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号）に記入して、変更のあった日から30日以内に知事に届け出る必要があります（遊漁船の適正化に関する法律第7条）。

業務規程の変更の場合も、変更のあった日から30日以内に知事に届け出る必要があります。

- 登録事項

 - ①氏名又は名称
 - ②住所・電話番号
 - ③営業所の名称
 - ④営業所の住所・電話番号
 - ⑤業務主任者の氏名（追加等）
 - ⑥遊漁船の名称（変更等）
 - ⑦損害賠償措置の契約内容

契約の名称・補償額
 旅客定員・保険期間

メモ 遊漁船業を営むために・・・

■遊漁船業とは？

船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令に定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（遊漁船業法第2条第1項）

・磯、防波堤渡し等の渡船業や観光定置網（見学だけを除く）等の営利を目的とした体験漁業も遊漁船業となる。年1回の営業でも登録を受ける必要がある。

■遊漁船業者の義務

1 業務規程の作成と遵守

出港や帰港の判断基準等を定めた規程を作成し、知事に届け出るとともに遊漁船等に備え付け、遵守することが必要です。

2 業務主任者の選任と乗船

今回開催する遊漁船業務主任者講習会を受講した者で、1年以上の実務経験がある者又は業務主任者の下で一定の実務研修を受けた者を乗務させる必要があります。主任者は船頭がなくても構いません。

3 賠償責任保険の加入

旅客定員一人当たり3000万円以上の保険への加入が必要です。

4 気象情報の収集

5 利用者名簿の備え置き

6 採捕規制の内容の周知

県や団体等の定めている動植物採捕規制を熟知して乗客に伝えなければなりません。

7 標識の掲示

所定の様式で船体と営業所に表示標示しなければなりません。

8 名義利用の禁止

■誰が登録申請をするのか？

◆登録申請を行うことのできる者は上記の義務を果たし、事業全体を管理できる者。

◆釣具店や民宿、漁業協同組合が利用客を斡旋している場合は、

・ただ単に利用客を釣船に斡旋しているだけの場合

→実際に乗船させて釣りをさせている者が登録を受ける。

・上記遊漁船業者の義務を履行し、事業全般を管理している場合

→釣具店等が遊漁船業者としての登録を受ける。ただし、この場合は釣具店や民宿、漁協が遊漁船業法に規定される各種の義務を履行する責任を負うことになる。

無登録で遊漁船業を営んだ場合には、最大で3年の懲役又は300万円の罰金もしくはその両方の罰が科せられます。刑罰を受けるとその後2年間は登録を受けられません。